平成 23 年 2 月 3 日

企業結合専門委員会
ディスカッション・ポイント

１．これまでの検討経緯

■ 企業結合（ステップ 2）プロジェクトでは、平成 21 年 7 月に公表した論点整理に対するコメントを踏まえ、順次、方向性の検討と文案レベルの検討を行っている。

■ 公開草案の公表に向けて、前回の委員会（1 月 21 日）より審議を再開し、必要な論点について検討を行っている。

２．ディスカッション・ポイント

本日のディスカッション・ポイントは、以下の点を中心にご審議頂きたい。

(1) 包括利益の表示の取扱い（審議事項(５)-２「包括利益の表示に関する会計基準」参照）

前回の審議を踏まえて再検討した結果、2 計算書方式における包括利益の表示は、現行基準を変更せず、親会社株主に係る包括利益と非支配株主に係る包括利益は内訳表示（付記）とすることでどうか。

(2) 全部のれんの取扱い（審議事項(５)-４「連結財務諸表に関する会計基準」参照）

前回の審議を踏まえ、非支配株主持分の算定方法について、購入のれん方式か全部のれん方式かを会計方針として継続適用することとした理由を加筆した。また、会計方針を変更する場合の取扱いも明記した。

(3) 逆取得の取扱い（審議事項(５)-６「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」参照）

逆取得での連結上の資本金は被取得企業の資本金を計上する現行の取扱いについて、国際的な会計基準と同様に、比較情報にも反映する取扱いを設けることでどうか。

(4) 表示及び注記事項について

諸論点の検討に併せて、表示及び注記事項を追加又は一部見直す。

論点の項目	参照する基準
【論点 2】条件付取得対価、【論点 3】偶発負債、企業結合とは別個の取引	審議事項(５)-３「企業結合に関する会計基準」、審議事項(５)-６
【論点 1】少数株主持分、全部のれん	審議事項(５)-３、審議事項(５)-４
【論点 5】子会社の支配の喪失	審議事項(３)-３、審議事項(３)-５「事業分離等に関する会計基準」、審議事項(５)-６

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。